

Q9 被扶養者の収入が4か月連続で108,334円以上になったので認定取消しとなったのですが、3か月の平均で判定するのではないですか？

A9 「共済組合の被扶養者」は4か月連続して月額108,334円以上支給された場合、4か月目の初日で認定取消しとなります。「共済組合の被扶養者」と「扶養手当における扶養親族」の認定基準は異なっており、3か月の平均で判定するのは、「扶養手当における扶養親族」の場合ですので、誤りのないようにしてください。

次は、認定要件の一部の比較表です。申請する際の参考にしてください。

		共済組合の被扶養者	扶養手当における扶養親族 【広島県条例の場合】
続柄		配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む） 3親等以内の親族	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む） 子・孫・父母・弟妹・祖父母 心身に著しい障害がある者
年齢		75歳未満	配偶者…年齢制限なし 子、孫及び弟妹…22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 父母及び祖父母…60歳以上 心身に著しい障害がある者…年齢制限なし
同居・別居		配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹を除く親族は、組合員と同居していること	同居・別居を問わない
収入限度額	固定収入	年額 向こう1年間（12か月）130万円未満	向こう1年間（12か月）130万1千円未満
		月額 108,334円未満（4か月以上雇用される場合）	108,417円未満
		日額 3,612円未満	3,614円未満
	不安定収入	4か月連続で月額108,334円以上支給された場合、4か月目の初日で取消し	3か月の平均が108,417円以上の場合、翌月から取消し
賞与		支給額を12で除して、支給日以降の各月に加算	同左
通勤手当		支給額の全額を収入に含める	非課税部分は収入に含めない

※ 「公立学校共済組合の被扶養者」の場合、障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者の収入限度額は、年額180万円未満、月額15万円未満、日額5,000円未満になります。